

転ばぬ先のかわら版 vol. 17 平成27年春季

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

インターネットの利用が広まって、大変便利な世の中になりましたが、一方で、インターネット上の掲示板などに個人情報とともに悪口を書き込まれるといったトラブルが多数発生しています。インターネットの世界ではお互いの顔が見えないことから、面と向かってはとても言えないようなことも、深く考えずに発言しがちです。たとえ悪意がないとしても、あっという間に情報が広がり、思いがけず被害が深刻化するおそれもあります。そこで、今回は、インターネット上の悪口（以下、「誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）」といいます。）や個人情報の書き込みについてお話しをしたいと思います。

名誉毀損、侮辱、プライバシーの侵害

インターネット上で、誰かの社会的信用を傷つけるようなことを書き込むことは、名誉毀損（めいよきそん）罪という犯罪にあたる場合があります。また、具体的な事実を言わなくても、他人の悪口を書き込む行為は、侮辱罪という犯罪にあたる場合があります。たとえば、「Aさんは万引きの常習犯で、昨日も駅前のスーパーで万引きしているのを見かけた」などと嘘の情報を書き込めば名誉毀損罪が、「Bさんはどうしようもないクズだ」などと悪口を書き込めば侮辱罪が成立する可能性があります。



それだけでなく、悪口ではなくても、インターネット上で勝手に他人の個人情報を載せてしまうと、プライバシーを侵害することになるので、相手方から損害賠償を請求されることもあります。たとえば、出会い系サイトに勝手に名前と電話番号を載せられ、知らない人から頻りに電話やメールが来るようになったら、大変な迷惑をうけることは想像できると思います。

インターネットはアクセスが簡単で、匿名性も高いことから、つい面白半分

ですが、インターネット上でのこれらの行為は違法であるという意識をしっかり持たなければなりません。

どのように対処すべきか

もし、インターネット上で誹謗中傷を受けたり、個人情報を漏らされたりした場合には、どのように対処したらよいでしょうか。

<記録の保存>

どのような対処をとるにしても、まずは被害にあったことを示す証拠を確保することが必要です。掲載された内容をプリントアウトしたり、サイトのURLを保存するなど、記録を取っておきましょう。

<削除依頼>

掲示板の管理者やプロバイダーに連絡し、該当する書き込みの削除を依頼しましょう。

管理者やプロバイダーが削除依頼に応じてくれない場合や、書き込みをした人を特定したい場合には、警察や法律の専門家に相談しましょう。犯罪にあたるような悪質な書き込みに対しては、一人で悩まずに、誰かに相談することが大事です。

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



活動実績

平成21年度：18校で開催	平成24年度：18校で開催
平成22年度：17校で開催	平成25年度：12校で開催
平成23年度：20校で開催	平成26年度：21校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666